

■ 2021 年度 A 日程一般入試法律科目試験

「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

(1) の題意は、「自働債権に付着する同時履行の抗弁権の存在効による相殺障害」及び「相殺障害除却要件事実としての履行提供継続（目的物引渡提供継続）」という命題の理解を問うことにある。

- ① 抗弁権の付着する債権を自働債権とする法定相殺は無効であるとの命題が、A C間の売買契約に基づくAの同時履行抗弁権によって本件に適用されることを、説明できているか。
- ② 上記命題の趣旨（相手方の抗弁権を一方的に剥奪すべきでないこと）を、説明できているか。
- ③ 本件への上記命題の適用による相殺障害が、同時履行抗弁権の存在効に依拠していることを、説明できているか。
- ④ 同時履行抗弁権の存在効による相殺障害を除却して相殺を有効ならしめるためには、相手方の主張を待たず、相殺の意思表示の時点における相殺権者の債務についての履行提供の継続（過去の履行提供では足りない。本件では、売買目的物の引渡しの際の提供の継続）が必要であることを、説明できているか。

なお、問いの要求は「最小限の事実」であるから、「引き渡したこと」とするのは、過剰解答となる。

(2) の(ア)における題意は、受託保証人の事後求償権（民 459 条 1 項）の制度的理解を問うことにある。

- ① CのBに対する請求は民法459条1項の定める受託保証人の事後求償権に基づくことを、説明できているか。
- ② 受託保証人の事後求償権が発生するためには、主債務の発生原因事実、主債務者から委託を受けて保証契約を締結した事実、及び、その保証契約に基づく保証債務を保証人が自己の出捐によって消滅させた事実を必要とすることを、説明できているか。
- ③ したがって本件では、AがBに一定額の金銭を貸し付けたこと、CがBから保証委託を受けてAと保証契約を締結したこと（連帯保証である必要はない。）、A C間で売買契約を締結したこと、及び、Cがその売買契約に基づく売買代金債権を自働債権としAのCに対する保証債権を受働債権として売買目的物の履行を提供しつつ相殺の意思表示をしたこと

が、Cの請求を理由づけるのに必要十分な事実となることを、説明できているか。

(2)の(イ)における題意は、消滅した債務の弁済の無効に気づかせることにある。

Cの請求はCの出捐に因ってBの主債務が消滅したことを前提とすること、Bが自己の主債務について弁済行為をした事実が顕れてしまうとCの出捐とBの主債務の消滅との因果関係が遮断されてしまうこと、及び、したがってCの出捐がBの弁済に先立ってなされたことを明らかにできない限り、Cの請求は維持され得なくなることを、説明できているか。

(2)の(ウ)における題意は、民法463条3項の理解を問うことにある。

- ① 民法463条3項は、保証人の債務消滅行為が主債務者の債務消滅行為に先立つ場合を想定して、主債務者が保証人の先立つ債務消滅行為を知らずに債務消滅行為をしたときは、主債務者は意思表示により保証人との関係では自己の債務消滅行為のほうが有効であったものとみなすことができる、との趣旨を定めていることを、説明できているか。
- ② したがって、Cの相殺がBの借入金返済に先立つことが明らかな場合、BがCの請求を斥けるには、BがCの相殺を知らずにみずから返済行為をしたこと、及び、BがCに対して自己の返済行為を債務消滅行為として有効とみなす意思表示をしたことが認定されることが必要であることを、説明できているか。
- ③ 民法463条3項はまた、たとえ主債務者が自己の債務消滅行為を有効とみなす意思表示をしたとしても、保証人がみずから債務消滅行為をしたことを主債務者の債務消滅行為に先立って主債務者に通知したときには、主債務者の上記意思表示の効力は障害される、との趣旨を定めていることを、説明できているか。
- ④ したがって、Bの上記意思表示にもかかわらずCがその請求を維持するには、CがAとの間で上記相殺を実行したことをBの返済行為に先立ってBに通知したことが必要であることを、説明できているか。

(2)の(エ)における題意は、民法463条1項・2項の理解を問うことにある。

- ① 民法463条2項は、主債務者の債務消滅行為が受託保証人の債務消滅

行為に先立つ場合を想定して、受託保証人が主債務者の先立つ債務消滅行為を知らずに債務消滅行為をしたときは、受託保証人は意思表示により主債務者との関係では自己の債務消滅行為のほうが有効であったものとみなすことができる、との趣旨を定めていることを、説明できているか。

- ② したがって、Bの返済行為がCの相殺に先立つ場合、Cの請求が認容されるためには、Cが受託保証人としてBの返済行為を知らずにAとの間で上記相殺を行ったこと、及び、CがBに対して自己の相殺を債務消滅行為として有効であったものとみなす意思表示をしたことが認定されることが必要であることを、説明できているか。
- ③ 民法463条1項本文はまた、たとえ受託保証人が自己の債務消滅行為を有効とみなす意思表示をしたとしても、主債務者がみずから債務消滅行為をしたことを受託保証人の債務消滅行為に先立って受託保証人に通知した時には、受託保証人の上記意思表示の効力は障害される、との趣旨を定めていることを、説明できているか。
- ④ したがって、Cの上記意思表示にもかかわらずCの請求が斥けられるには、BがAとの間で返済行為をしたことをCの相殺に先立ってCに通知したことが必要であることを、説明できているか。

(3)の題意は、債権者に対する不当利得返還請求による劣後弁済者の利益回復について、理解を問うことにある。

B・Cいずれが敗訴するにせよ、債権者Aにおいては、同一の給付を目的として、二重の給付を得た関係が成立しており、そこに不当利得があるといわざるを得ないこと、したがって、Bが敗訴した場合にはBがその返済額の範囲で、Cが敗訴した場合にはCがその自働債権額の範囲で、Aに対し不当利得返還請求をして、不利益を回復し得ることを、説明できているか。

以 上